子どもも女性も輝く社会に 私の歩んできた道

女性差別撤廃条約・子どもの権利条約とともに

三宅良子(子どもの権利のための国連 NGO・ DCI 岡山セクション共同代表)

1、 はじめに

もう20年も前に娘が私につけてくれた戒名は「男女平等院子どもの権利条約大姉」 男女平等に目覚めたのは、なんといっても「戦後の男女共学と民主主義との出会い」 その背景は1946年11月3日公布・47年5月3日施行の現憲法と47年3月30日 に施行された教育基本法(特に第5条)。残念ながら06年12月に改定され5条は消滅 国際的には、1985年8月「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の批准 94年4月「子どもの権利条約」批准、国連採択は女性が1979年、子どもが89年

2、 男女平等の実現のために

教育の場では、男女共学の実行で「カリキュラム」が男女同じに 中学校が男子校で女学校が女子校のときは、女子は「良妻賢母」教育で男子校とは全 く違う「カリキュラム」だった 85年の差別撤廃条約批准で94年度から女子のみの「家 庭科」が男女共修に。

労働の場では、まず「男女差別をしないでともに採用すること」「結婚を理由に退職させないこと」「男女ともに仕事と育児を両立できるようにする」「ポストの数ほど保育園を」「男女ともに育児休業を」、国際的にも「家庭責任を負う女性労働者」という表現から「家庭責任を負う男女労働者」と変化した。賃金格差をなくし、定年の年齢を男女で差別しないこと、子どもが生まれたとき父親と母親のどちらが扶養できるのか、(夫婦で相談してそれを決められるようになったのは、そんなに昔ではない)

3、 男女平等からジェンダーの平等へ

「ジェンダーバイアス社会」とは?

ジェンダーとは社会的・文化的・歴史的につくられてきた男女差のこと。つまり 男とはこういうもの、女とはこういうものという固定観念であり、ジェンダーバイア ス社会とはそのような固定観念が根付いている社会のことであり、なかなか払拭でき ないのが現状。

私自身の経験。 埼玉の高校の教員であった私が中心になって職場に組合を組織して、朝礼のときに校長・教頭先生に発表すると、声をふるわせて「地域で宮本百合子の小説を読む会などをやっていたので、採用を躊躇したが<u>女性だから大丈夫かな</u>?ときてもらったのに・・・」そして、何年か経ってから私が指導部長に立候補し、組合員の支持で1票差で指導部長となったが、問題を起こした子どもの親を学校に招くと、どの親の方も子どもの担任の男の先生を指導部長と思って、お辞儀をするという光景

に何度も遭遇、県の指導部長会議に行くと<u>まさに紅一点</u>で、腕力のありそうな体育系の男の先生ばかり・・・。いや本来民主的であるはずの組合の会議でも、委員長・書記長会議などでは女性はちらほら・・・。

いまはさすがに私たちの時代より進歩しているが、昨年教員評価の問題で <u>ILO(国際労働機関)とユネスコ(国連教育科学文化機関)</u> (二つとも国連の専門機関)の両者が日本の教育・教員の状況を視察するために来日したが、「<u>小・中学校の教員は男女で協力して教育活動をしているのに、何か重要なことを文科省と交渉して決めるというような場には官庁も教員側も女性がほとんどいないことを改正すべきである」とのコメントがあった。</u>

若い方々の中でも、ジェンダーバイアス(ジェンダーの偏見)を感じている方は多いと思われる。そう思ったときにそれを声にして組合運動や市民運動の中で、一つ一つ広げてきたが、やはり政策がともなうことが重要でそれは今後の皆さんの活動に期待したい。

4、子どもの権利は?

「子どもは大人の言うことをよく聞く子がいい子なのだ」という長い間に培われた 概念が普及している日本社会 (ジェンダーバイアスと同じように)のなかで、「これ以上子どもに権利なんか与えたら学校はめちゃめちゃになってしまう」と考える大人も 多く、「子ども権利条約は校門から中に入れない」と言われてきた。

しかし、国際条約を批准した国の政府は最初は2年目にその後は5年ごとに「国内 での条約の活用状況を政府報告書にまとめて国連へ提出する義務を課せられている」 すでに 3 回の政府報告書が国連に提出され審査を受け、その結果が「勧告」として日 本政府に送付されている。この3回の「勧告」に共通しているのは、「日本がこの条約 を国内に普及し、子どもたちの手に渡していない」という国連からのメッセージなの だ。実は女性の方も同じだが、国連は子どもの実態をより正確に把握するために政府 報告書とともにその国の市民・NGO からの報告書を求めている。両条約とも政府報告 書とともに「市民・NGO 報告書」が国連に送付され、政府報告書の審査のなかで自分 たちの報告書がどんな役割を果たしているか、ジュネーブまで傍聴ツアーを組んでい る。その取り組みの中で、2回目の政府報告書の審査のときから「子どもの声を国連に 届ける会」が組織されて、国連の場でも「子どもたち(中・高・大学生)のプレゼン テーション」も実施されている。こうした活動の中で、子ども権利条約の本質は、条 約第 12 条の「意見表明権」にあること、ここで言う意見とは「生まれた子どもの泣き 声」から始まる、「子どもの願いや思い」のことで、それはいつでもどこでも表明でき て身近にいる大人などに受け止めてもらえる権利であると考えられる。言い換えれば、 「ねぇねぇ・なーに」の人間関係をつくれる権利こそが、子どもが安心と信頼の中で 成長・発達していける、今回の子ども報告書のタイトル「孤独と空虚感のなかで喘ぐ日本の 子どもたちの叫び いちばん身近な誰かにきちんと認められたい!」に如実に表れている。